

会計士監査の社会的役割：会計士監査のシグナリング機能の検証

異島, 須賀子
久留米大学商学部：准教授

<https://doi.org/10.15017/19857>

出版情報：経済學研究. 77 (5/6), pp.151-160, 2011-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

会計士監査の社会的役割

— 会計士監査のシグナリング機能の検証 —

異 島 須 賀 子

目 次

1. はじめに
2. 制度化以前の会計士監査
 - 2.1 法的環境
 - 2.2 会計士監査の移入
 - 2.3 会計士監査の拡大
3. 情報の経済学による考察
 - 3.1 証券市場における情報の非対称性問題
 - 3.2 シグナルとしての会計士監査
4. おわりに

1. はじめに

何らかのシステムが制度化されるということは、規制機関をふくむ経済社会がそのシステムの機能もしくは社会的役割を認め、必要としていることを意味する。その一方で、システムがいったん制度化され、法規制により強制されてしまうと、そのシステムが本来有していた機能が潜在化・形骸化してしまうという一面も有しており、会計士監査の機能についても同様のことが観察される。それ故、会計士監査の本来の機能を考察するにあたっては、会計士監査に関する規制のない一種の自由市場¹⁾における会計士監査の役割を検証する必要性が生じるのである。会計士監査に関する規制がない自由市場を想定することにより、経済社会における会計士監査の機能がより明確になるとともに、経済学的な分析手法を適用することができる。

このような状況を踏まえ、本稿では、まず、会計士監査が制度化される以前の米国を対象として、証券市場において会計士監査が果たした役割について検討する。ここで、米国を考察の対象とするのは、現在の日本の会計士監査制度は第2次大戦後、GHQ主導のもとで米国から輸入されたものであるばかりでなく、日本の会計士監査の抱えている問題の多くをすでに経験しているため、米国の会計

1) 自由市場と規制市場における監査の経済的役割を検証した先行研究として Wallace, 1986がある。

士監査に関する歴史的事実を検証することは、日本の会計士監査にとっても有用であると考えられるためである²⁾。次に、かかる歴史的事実から抽出された会計士監査の機能について、経済理論との整合性を検証する³⁾。なぜなら、経済理論に基づく帰結は監査をめぐる諸問題を演繹的に解明しているという点で監査論研究に貢献しており、とくに情報の経済学は監査および会計士監査の自律生成にかかる理論的根拠を与えてくれるからである。

2. 制度化以前の会計士監査

2.1 法的環境

米国では1933年の証券法 (Securities Act of 1933) および1934年の証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) によって会計士監査が制度化されて以来、公開企業は会計士による財務諸表監査が義務づけられている。米国においては、これらの証券二法が制定されるまで、企業の財務諸表の公開および会計士監査に関して強制力を有する連邦法はなく、それ以前の財務諸表の公開および会計士監査に関する規制はもっぱら州法に依存していた。すなわち、証券二法制定前後で会計士監査の法的環境が大きく変化したといえる。

1887年に米国初の経済統制法である州際通商法 (Interstate Commerce Act) が制定されたが、その適用は鉄道会社の鉄道運賃に限定されたものであり、財務諸表の公開についての記述はほとんど見られない (アメリカ学会誌, 1955, pp.277-297)。その後、1917年に連邦準備委員会 (Federal Reserve Board : FRB) が『統一会計 (Uniform Accounting)』 (AIA, 1917) を公表するまで、会計士監査に関する連邦政府による規制は一切存在しなかった。この『統一会計』は監査に関する初の連邦レベルでの公表物であるという点で注目に値するが、貸借対照表、損益計算書、および職業会計士による監査報告書の雛形を提示した勧告にすぎず、法的強制力は備えていなかった。

また、会計士監査制度化以前の州法に目を転じてみると、1900年頃の各州の会社法には詳細な公開規定はなく、州会社法は財務諸表の公開に対して消極的であったといわれる (Hawkins, 1963, p.136)。たしかに1900年には「州当局に提出される報告書 (reports submitted to public authorities)」あるいは「株主に提供される報告書 (reports submitted to stockholders)」についての規定を含む会社法を有していた州 (次頁の図表) もある。しかしながら、当時、州会社法が要請していた「州当局に提出される報告書」は州政府と企業との間の機密文書とみなされ、一般公衆は閲覧できないうえ、「株主に提供される報告書」に関する州会社法は一般に株主に対して年次報告書が提供されなければならない旨を規定するにとどまり、報告書の内容を特定するような規定はほとんどみられない (津守, 1982, pp.10-12)。

20世紀に入ると、一般事業会社の証券規制法としてブルー・スカイ法 (Blue Sky Law) が相次い

2) たとえば、会計士の独立性問題に関して、米国では日本に会計士監査が導入される以前の1938年から多くの調査・研究がなされ、蓄積されるとともに、さまざまな対応策が試みられている。

3) ゲーム論を歴史に応用した先駆的研究として Greif, 2006がある。

で制定された（コネチカット州（1903年）、ネバダ州（1909年）、ロード・アイランド州（1910年）、カンザス州（1911年）等）。ブルー・スカイ法は詐欺的プロモーターから投資大衆を保護する目的で制定された州法であり、財務諸表の公開を要請する規定を含んでいた（Carosso, 1970, p.156）。しかしながら、企業自体が大規模化して州際的性格を有し、また証券市場も全国的規模になっていた当時の状況において、州法としてのブルー・スカイ法は、各州の規定およびその施行が統一的でなかったことと相俟って、財務諸表の公開に関する規制は当初よりきわめて限定的なものとならざるを得なかった（Lamden, 1978, pp.76-82および鈴木、1980、p.144）⁴⁾。つまり、州会社法およびブルー・スカイ法の規定は州ごとに異なるため、たとえ財務諸表の公開および監査について厳しく規制したとしても、企業は自身に都合のよい州で証券を発行することにより、かかる規制を回避することができる状況にあったのである。

図表 州会社法における公開規定（1903年当時）

州当局への報告書の提出を求める州	
詳細な報告書の提出を求める州	16州
一般的な報告書の提出を求める州	5州
簡単な報告書の提出を求める州	6州
報告書の提出を要しない州	15州
	計 42州
株主への報告書の提出を求める州	
株主に対する定期的報告書の提出を求める州	9州
少数株主の要請に基づく報告書の提出を求める州	7州
とを兼ねた報告書の提出を要しない州	3州
	計 19州

（出所）Hawkins, 1963, pp.142-143、および津守、1982、p.12に基づき作成。

2.2 会計士監査の移入

米国の会計士監査は英国式の監査が移入されたことに端を発する⁵⁾。米国では1850年代以降、南北縦貫鉄道および大陸横断鉄道の建設とともに鉄道会社の資本需要が急激に増大したが、当時の米国は国内の資本蓄積が十分ではなく、これらの需要を国内だけでは賄いきれない状況にあった。そのため、鉄道会社の多くが海外（とくにロンドン証券取引所）に証券を上場しての資金調達を余儀なくされたのである⁶⁾。1880年代末から1890年代初頭に相次いで設立された醸造会社も鉄道会社と同様に、その多くがロンドン証券取引所で資金調達を行っている⁷⁾。

4) 当時の州会社法およびブルー・スカイ法は、自らの州に企業を誘致するため、企業に対する規制を強めることに躊躇していたともいわれている（西村、1977、p.159）。

5) 1777年にグラスゴーで生じた商業恐慌に際し、破産整理のために派遣された W. E. Machoe が最初に渡米した英国会計士であるといわれる。しかし、当時の米国は産業が未熟な時代であり、かかる会計士に対する需要も少なかったため、会計士監査が定着するには至らなかった。これについては、Edwards, 1954および大矢知、1971に詳しい。

6) 1887年までに82の米国鉄道会社がロンドン証券取引所に登録して資金調達を行っている（Currie, 1960, pp.200-201.）。

7) 1888年から1892年までの4年間に18の米国醸造会社の証券がロンドン証券取引所に登録されている（Reckitt, 1953, p.202）。

これらの米国企業の資本需要に対し、英国人投資者は投資に先立って自国の会計士を渡米させ、投資先企業を調査させた。当時、英国では既存株主と潜在株主が主要な利害関係者とみなされ、監査は株主の投下した会社財産の受託責任に対してとくに重要な意味をもっており（喜田、1973、pp.3-4）、会計記録の正確性を検証することが監査の目的とされた⁸⁾。

さらに19世紀末から20世紀初頭にかけて米国で展開された大規模な企業合同においても英国の投資者や銀行は、被合同会社の財務状態（保有財産や収益力など）を示す財務諸表の作成および検証のために、英国の職業会計士を利用した。19世紀末の企業合同期に英国系監査事務所が合同構成会社の年次監査に従事したことが、米国産業界一般に占める会計士の地位を高めたといわれる（大矢知、1979、p.9）。

2.3 会計士監査の拡大

1890年に英国系監査事務所の一つである Jones, Caesar & Co.（現在の Pricewaterhouse Coopers）が設立されたのをかわきりに米国国内に次々と監査事務所が新設され、今日のビッグ4に関わる監査事務所のほとんどが1890年代に米国で事務所を開設するなど、米国における職業会計士数は急激に増加した⁹⁾。会計士数の増加を反映して、1887年にアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants : AICPA）の前身となるアメリカ公共会計士協会（American Association of Public Accountants : AAPA）が設立された。また1896年には、ニューヨーク州で米国初の公認会計士法が制定された後、各州で相次いで公認会計士法が制定され、1923年にコロンビア特別区で同法が制定されたことによって、すべての州が公認会計士法を有することとなり、この結果、資格のない監査人は職業会計士に取って代わられることとなった¹⁰⁾。

また、19世紀末の企業合同期には、前述した英国人投資者のみならず、米国国内の商業銀行（commercial bank）や投資銀行（investment bank）の会計士監査に対する要請をも喚起した。商業銀行は融資先企業の倒産等による損失を防ぐための信用分析を発展させ、この過程において会計士監査を利用する一方で、投資銀行は企業合同においてプロモーターとして証券を引き受ける際に会計士監査を要請した。商業銀行による会計士監査の利用も米国の会計士監査に重大な影響を与えたが、本稿は証券市場における会計士監査の機能を考察することを目的としているため、以下では、投資銀行による会計士監査の要請について論及する¹¹⁾。

20世紀初頭、米国の巨大企業は外部から資金を調達する際、独占に対する社会的非難への対応問題や株式の大衆への売却問題等に直面していた。そのような状況において、たとえば1901年に米国初の

8) 筆者の神戸大学経済経営研究所および一橋大学産業経営研究所に所蔵されているマイクロフィルムデータに基づく調査では、現存する当時の監査報告書の多くに「correctly（正確に）」と記されていることが判明している。

9) 米国における会計士数は、1880年にニューヨークで31名、シカゴで3名だったのが、1890年にはニューヨークで66名、シカゴで24名になり、さらに1899年にはニューヨークで183名、シカゴで71名にまで増加している（Moyer, 1951, p.3）。また、労働者10万人あたりの専門職数でみると、1900年から1910年の間に、エンジニアは1.6倍増、弁護士は減少しているなか、職業会計士は約8.6倍増となっている（Previts & Merino, 1998, p.352）。

10) Edwards, 1978, pp.68-72, 109-111および Watts & Zimmerman, 1983, p.629に詳しい。

11) 商業銀行による信用分析のための会計士監査については、異島、1999で検証している。

10億ドル企業として誕生した U.S.スチールは、設立に際して投資銀行たる J.P.モルガン商会を通じて証券を発行することにより外部から資金を調達している。当時、一般大衆は J. P. Morgan という投資銀行家個人を信頼して、J.P.モルガン商会が仲介した証券を購入する傾向にあったといわれ、U.S.スチールの設立も J.P.モルガン商会のサイン入り広告によって大衆に告げられている (山地、1994、p.156)。J.P.モルガン商会は、引き受けた証券を販売する際、投資大衆に対する保証として、U.S.スチールをはじめとするモルガン系列企業に対して、財務諸表の公開と職業会計士による監査を受けることを要請していた。かかる要請を受けて、U.S.スチールは1902年12月31日に終わる初年度から詳細な年次報告書 (貸借対照表、損益計算書、工場設備の一覧表、年間の資本金の増加一覧表など) を公開するとともに、職業会計士による監査証明として Price, Waterhouse & Co.の監査証明書を添付している。これは「モルガンの片腕」といわれた E. H. Gary が U.S.スチールの設立当初より財務委員会の議長を勤めるとともに、モルガン式の財務諸表公開政策を率先して実施したこと、および Price, Waterhouse & Co.が財務諸表の公開を技術的に支援したことに起因する (中村、1960、p.18)。U.S.スチールは一般投資大衆や政府などの情報の受け手との間にある情報の非対称性を前提に財務諸表を公開することで、情報の受け手を教化・公衆化して、それを情報の送り手側に再編・支配することを目的とした積極的・目的意識的な情報の提供を試みていたといえる (津守、1979、p.104)。この場合、公開する財務諸表の信頼度が低ければ、かかる政策は意味をもたない。この問題を解決したのが会計士監査である。職業会計士による監査証明が公開財務諸表の信頼性を保証することによって始めて、より効果的な財務諸表公開政策が可能となったといえよう。

このような U.S.スチールの監査済財務諸表の公開政策は、20世紀初頭の米国実業界において、会計と監査の重要性の認識に貢献したといわれ、スタンダード・オイル (Standard Oil)¹²⁾ を除く独占的大企業の多くが1908年までに職業会計士による監査済みの財務データを自発的に開示している (Merino & Neimark, 1982, p.37)。

3. 情報の経済学による考察

3.1 証券市場における情報の非対称性問題

情報の経済学は不確実性下の経済活動における情報の役割を分析対象とする研究領域であり、情報の非対称性 (asymmetric information) に起因する市場の失敗を経済学的に論証した G. A. Akerlof, 1970が公表された1970年から現在に至るまでさまざまな経済学分野に応用されている。プレイヤー間に情報格差が存在する状況においては、逆選択 (adverse selection) やモラル・ハザード (moral hazard) の問題が生じ、効率的な経済取引が阻害される可能性がある。情報の経済学はこれらの問題

12) 財務諸表の公開に消極的であったスタンダード・オイルは、設立してから1911年に連邦最高裁においてシャーマン法 (Sherman Act) が適用されて解体されるまで一貫して J. D. Rockefeller を筆頭とする経営陣が株式の多くを所有することにより、外部資金 (とくに銀行) からの独立性を保っていた。資金調達政策を含む当時のスタンダード・オイルの財政状態については、Hidy & Hidy, 1955、Nevins, 1953、および高寺・醍醐、1979、に詳しい。

を析出し、情報の非対称性を如何に軽減することができるかを解明するための分析ツールを提供しており、財務会計や監査論の研究領域においては、証券市場における逆選択の問題や、株式会社における経営者によるモラル・ハザードの問題に適用されてきた。

一般に財やサービスの売り手は、財やサービスの品質について買い手よりも情報優位にある。このような状況において、売り手が自らの情報優位性を利用して低品質の財やサービスを高品質と偽って提供すると、買い手は品質のよいものを購入しようとしても得ることができず、市場で取引される財やサービスの平均価格は下落する。市場の取引平均価格が下落すると、高品質の財やサービスは市場から撤退し、当初よりもさらに低品質の財やサービスが市場で取引されることになり、極端な場合には市場が崩壊してしまう可能性がある。これが事前の不確実性（取引前の財やサービスの品質について情報の非対称性）がある場合に生じる逆選択の問題である。

このような逆選択の問題は、情報劣位の買い手にとって不利に作用するばかりでなく、高品質の財やサービスの売り手にとっても不利になる。そのため、高品質の財やサービスの売り手は自らの財やサービスの品質が高いことを買い手に伝達する（シグナリング (signaling) を行う）インセンティブをもつことになる¹³⁾。シグナリングの第1段階として、売り手自身による広告が考えられるが、高品質であるという広告は、真に高品質の財やサービスの売り手ばかりでなく、低品質の財やサービスの売り手も行うことができる。そのため、高品質の売り手が広告を通じて自己をアピールするにも限度があるうえ、売り手自身の行うシグナリングには情報の信頼性の点で問題が残る。シグナリングを効果的にするためには、第三者による保証が必要となるのである。U.S.スティールの設立広告にJ.P.モルガン商会がサインしたのは、まさにこのためであったといえる。

また、モラル・ハザードは事後の不確実性（取引後の行動に関する情報の非対称性）がある場合に生じる問題である。証券市場において売買取引が成立すると、売り手（経営者）は資金を得ることができ、買い手（投資者）は当該持分証券の発行企業の株主となる。経営者がどのような行動をとるかについて、経営者はわかっているが、株主にはわからない。一般に、持分証券の価値は経営者の経営努力に依存するが、経営者の行動が外部に観察されない場合には、経営者は経営努力を怠ったり、機会主義的に行動したりするインセンティブをもつ。すなわち、経営者と株主との間に経営者の行動についての情報の非対称性が存在する場合には、企業の品質が低下してしまう可能性をはらんでいるのである。

モラル・ハザードの問題も効率的な証券取引を妨げる要因となる。そのため、株主は経営者の行動を監視するインセンティブをもつ一方で、経営努力を怠らない経営者は自らの行動を保証するシグナルを発するインセンティブをもつことになる。かかる要請を満たすのが監査である。このような監査の機能は、19世紀中葉以降、英国人投資者が投資に先立って自国の会計士に投資先企業を調査させ、

13) シグナリング以外の逆選択問題に対する対応策として Spence, 1973の提唱したスクリーニング (screening) がある。スクリーニングは情報劣位にある側が、情報優位にある側の観察可能な行動（もしくは、立証可能な言明）に基づいて私的情報を推測する手段であり、情報保有者の各タイプにそれぞれ異なるものを選ばせることにより、結果として情報保有者のタイプを選別することを意図したものである。しかしながら、証券市場におけるスクリーニングを想定した場合、そのコストの負担者を特定することができず、また、相当なコストを伴う可能性があるため、実現するのは難しい。

米国の被投資企業も英国式の会計士監査を受け入れたという史実から実証される。

3.2 シグナルとしての会計士監査

証券市場における情報の非対称性問題と監査の役割を経済理論モデルで分析した先行研究として Wallin, 1992がある。Wallin, 1992は、ともにリスク中立的な投資者と経営者が一回だけ取引を行う一期間モデルを想定し、証券市場における会計士監査の機能について、証券市場に会計士監査が存在しない場合、経営者は経営努力を怠り、かつ企業の品質の高低にかかわらず高品質であると公表する一方で、投資者は経営者の情報開示を信用せずに証券価格を常に低く評価するため、両者はいわゆる「囚人のジレンマ (prisoners' dilemma)」¹⁴⁾ の状況に陥り、市場が崩壊する可能性があると論じている。

それに対して、証券市場に完璧な監査が存在する場合¹⁵⁾ には、経営者と投資者との間の情報の非対称性は解消されるとともに、経営者が監査サービスを購入することが高水準の経営努力を選択することのシグナルとなるという理論的帰結が得られる。すなわち、完全に独立で企業品質に関して常に真実な報告をすることができる会計士が存在すれば、その時点における真実な企業の品質が明らかになるだけでなく、監査が購入されることにより経営者の行動（高い努力水準を選択すること）をも担保されるのである。

この場合、経済合理的な投資者は、まず監査を購入した企業を選好し、次にそのうちの高品質の企業に投資するため、監査を購入しない企業は最初から投資対象外となる。監査を購入しない企業は、監査を購入するか、監査を購入した企業よりも高い資本コストを支払うか、あるいは市場から撤退することになる。証券二法制定の30年以上前の米国において、巨額の資金調達を必要とした独占的大企業の多くが自発的に監査済財務諸表を公開したという事実は、証券市場で監査がシグナルとして有効に機能していたことの証左となろう。

たしかに財務諸表は証券市場において取引される証券の品質を示すシグナルの一つであることは間違いない¹⁶⁾。しかしながら、財務諸表をはじめとする会計情報はその「品質差を見分けるのが最も困難な情報財 (information goods) の一種であり、その品質上の違いを事前に判別するのはほとんど不可能である」(岡部、1985、p.173)。ここに、公開財務諸表という会計情報の信頼性を確保するための監査が必要される所以が生じる。職業的専門家である会計士が監査を実施することにより財務諸表

14) 囚人のジレンマは、もともと犯罪を犯した二人の囚人が、ともに自白しないことが両者にとって良いにもかかわらず、自白して自分だけ罰を免れようとするに由来する事象であり、それぞれのプレイヤーにとって好ましい選択があるにもかかわらず、各プレイヤーの私的な利益追求によって、かかる最適な選択が崩壊する現象を意味する(丸山・成生、1997、p.173)。

15) Wallin, 1992では、監査人は完全に独立で、かつ経営者の開示した情報の適否について常に正確に報告するという意味で完璧な監査が想定されている。しかしながら、現実には、完全に独立な監査人であったとしても、企業の品質について常に真実の情報を提供する(あるいは提供できる)とは限らない。この問題に関して異島、2001では、監査人を合理的な経済主体とみなし、監査人にとっての最適な監査水準を検証している。

また、Wallin, 1992モデルの仮定から、さらに経営環境の不確実性を排除して監査制度の有効性を考察した研究として加藤、1995がある。

16) 財務会計の主要な機能として、投資者の意思決定に有用な会計情報を提供し、企業と投資者との間の情報の非対称性を軽減する(証券市場における逆選択問題を回避する)ことにより証券市場における効率的な取引を促進すること、すなわち、意思決定支援機能がある(須田、2000、p.16)。

に含まれる誤謬や不正が低下し（日本監査研究学会、1999、p.24）、証券市場における情報の非対称性が軽減され、効率的な証券取引が実現すると期待されるのである¹⁷⁾。U.S.スチールが設立初年度から財務諸表の公開に際して、Price, Waterhouse & Co.による監査証明書を添付したことは前述のとおりである。

4. おわりに

本稿では米国における制度化以前の会計士監査の歴史的事実と、会計士監査が必要される理論的根拠を検証してきた。歴史的事実からは、当初英国から移入された会計士監査が、証券二法により会計士監査が制度化される以前の米国において、投資者のみならず企業経営者からも需要され拡大していったことが明らかとなり、とくに経営者にとっては一般投資者大衆から資金を集めるための財務諸表公開政策を行なううえで職業会計士による監査が重要な役割を果たしたことを看取した。

また、情報の経済学による考察からは、監査は証券市場において証券発行企業（経営者）と投資者の間の情報の非対称性を軽減するシグナルとして機能すること、さらに会計と監査の専門家である会計士が監査を実施する場合にはそのシグナルがより効果的になることを論証し、先に析出した歴史的事実との整合性を検証した。すなわち、本来、会計士監査は証券市場における経営者と投資者との間の情報の非対称性を軽減し、市場の効率性を高めるという社会的役割が期待されているのである。

本稿で検証した会計士監査のシグナリング機能は、Wallace, 1986の提唱する情報仮説における監査の機能と相反するものではない。ただし、情報仮説が市場における強制的な財務諸表公開政策を正当化するために利用されることが多い（Wallace, 1986, p.20、邦訳 p.32）のに対し、本稿で検証した会計士監査のシグナリング機能は経営者が自ら行う財務諸表公開政策の有効性を高めるために会計士監査を利用したことを論証している点で異なる。

17) Wallin, 1992の想定したような完璧な監査が存在する場合には、証券の品質にかかる事前の不確実性も、経営者の行動にかかる事後の不確実性も解消され、効率的な市場取引が確保される。財務諸表は経営者の意思決定が集約されているという意味で投資者の投資意思決定に有用な情報となる。

参考文献

欧文

- Akerlof, G. A., "The Market for "Lemons": Quality Uncertainty and the Market Mechanism," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.84, No.3, 1970.
- American Institute of Accountants, "Uniform Accounting," *Journal of Accountancy*, Vol.23, No.6, 1917.
- Currie, A. W., "British Attitudes Toward Investment in North American Railroads," *The Business History Review*, Vol.34, No.2, 1960.
- Greif, A., *Institutions and the Path to the Modern Economy : Lessons from Medieval Trade*, Cambridge University Press, 2006. (岡崎哲二・神取道宏監訳『比較歴史制度分析』NTT出版 2009年)
- Carosso, V. P., *Investment Banking in America, A History*, Harvard University Press, 1970.
- Edwards, J. D., "The Emergence of Public Accounting in the United States, 1748 1895," *The Accounting Review*, Vol.26, No.1, 1954.
- Edwards, J. D., *History of Public Accounting in the United States*, the University of Alabama Press, 1978.
- Hidy, R. W. and M. E. Hidy, *History of Standard Oil Company (New Jersey): Pioneering in Big Business, 1882 1911*, Business History Foundation, Inc., 1955.
- Hawkins, D. F., "The Development of Modern Financial Reporting Practices among American Manufacturing Corporations," *The Business History Review*, Vol.37, No.3, 1963.
- Lamden, C. W., *The Securities and Exchange Commission*, Arno Press, 1978.
- Merino, B. D. and M. D. Neimark, "Disclosure Regulation and Public Policy: A Sociohistorical Reappraisal," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.1, 1982.
- Moyer, C. A., "Early Developments in American Auditing", *The Accounting Review*, Vol.26, No.1, 1951.
- Nevins, A., *Study in Power: John D. Rockefeller Industrialist and Philanthropist*, Vol.1, Charles Scribner's Sons, p.397, 1953.
- Previts, G. J. and B. D. Merino, *A History of Accountancy in the United States: The Cultural Significance of Accounting*, Ohio State University Press, 1998.
- Reckitt, E., "Reminiscences of Early Days of the Accounting Profession in Illinois," *Illinois Society of Certified Public Accountants*, 1953, reprinted in Zeff, S. A. (ed.), *The U.S. Accounting Profession in the 1890s and Early 1900s*, New York: Garland Publishing, 1988.
- Spence, M., "Job Market Signaling," *the Quarterly Journal of Economics*, Vol.87, No.3, 1973.
- Wallace, W. A., *The Economic Role of the Audit in Free and Regulated Markets*, PWS Kent Publishing Company, 1986. (千代田邦夫・盛田良久・百合野正博・朴大栄・伊豫田隆俊『ウォーレスの監査論——自由市場と規制市場における監査の経済的役割——』同文館出版 1991年)
- Wallin, D. E., "Legal Recourse and the Demand for Auditing," *The Accounting Review*, Vol.67, No.1, 1992.
- Watts, R. L. and J. L. Zimmerman, "Agency Problems, Auditing, and the Theory of the Firm: Some

Evidence," *The Journal of Law & Economics*, Vol.26, No.3, 1983.

邦文

アメリカ学会訳『原典アメリカ史 第4巻』岩波書店 1955年

異島須賀子「米国における会計監査の生成についての一考察」『経済論究』第104号 1999年

異島須賀子「会計士業務の拡張可能性 — 『保証』の経済学的分析の試み — 」『経済論究』第109号
2001年

大矢知浩司『会計監査 — アメリカにおける生成と発展 — 』中央経済社 1971年

岡部孝好『会計情報システム選択論』中央経済社 1985年

加藤達彦「監査制度の必要性に関する検討」『会計』第147巻第3号 1995年

喜田義雄『アメリカ監査論』森山書店 1973年

鈴木稔「アメリカ監査制度形成史論の視点」『武蔵大学論集』第27巻第6号 1980年

須田一幸『財務会計の機能 — 理論と実証 — 』白桃書房 2000年

高寺貞男・醍醐聰『大企業会計史の研究』同文館 1979年

津守常弘「『財務諸表公開の論理』再論」『経済学研究』第44巻第4・5・6合併号 1979年

津守常弘「SEC ディスクロージャー制度と会計規制 — 史的考察(1) — 」『証券経済』第141巻
1982年

戸田山和久『科学哲学の冒険 サイエンスの目的と方法をさぐる』NHK ブックス 2005年

中村萬次「U・S・スチール財務諸表の検討」『企業会計』第12巻第3号 1960年

西村明『財務公開制度の研究』同文館 1977年

日本監査研究学会『財務諸表監査のフレームワーク』(平成11年度最終報告) 日本監査研究学会
1999年

丸山雅祥・成生達彦『現代のミクロ経済学 — 情報とゲームの応用ミクロ — 』創文社 1997年

山地秀俊『情報公開制度としての現代会計』同文館 1994年

[久留米大学商学部 准教授]